

確定申告をお忘れなく

企業年金から受け取る年金は、税法上、「雑所得」として課税対象となり、年金が支払われるつど、年金額にかかわらず、一律 7.6575% の所得税が差し引かれています。企業年金からの給付も「公的年金等の控除」の対象となります。

したがって、ほかの所得とともに確定申告をすることにより、税金を還付または追納することになります。

確定申告は、**2月16日～3月15日（還付申告の場合は1月1日～）**までです。e-Taxならパソコンから24時間申告が可能です。詳しくは**お近くの税務署**、または**国税庁ホームページ** (<http://www.nta.go.jp>) で、ご確認ください。なお、確定申告をする際、必要となる「源泉徴収票」は、1月16日より、委託先である三菱UFJ信託銀行より発送されます。必ず確定申告を行い、税額の精算を行ってください。

年金受給者の確定申告不要制度

年金受給者の皆さんの申告手続きの負担を減らすため、平成23年分の所得税から「確定申告不要制度」が創設されました。

下記のいずれにも該当する方は、確定申告不要制度の対象者となります。

1. 公的年金等（企業年金含む）の収入金額の合計額が400万円以下
2. 公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税の還付が受けられる場合があります。このような場合には、確定申告書を提出する必要があります。

詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。

現況届について

企業年金基金では、年1回、誕生月に現況の確認を行っております。現況届はご本人さまが自筆で記入のうえ、必ず捺印願います。

ご本人さまが記入できないため、親族等の代理人の方が「受給権者様の欄」を代筆する場合や、ご本人さまの緊急時の連絡先を指定する場合は、「代理人 緊急連絡先欄」のいずれかにして代理人の方または緊急連絡先のお名前、ご連絡先等をご記入ください。

緊急連絡先は、次回の現況確認でご本人さまと連絡が取れない場合等に利用させていただきます。